

第3節 騒音、振動、悪臭の防止

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 騒音の現況

① 環境基準

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれている。

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについて地域の類型・区分及び時間の区分ごとに基準値が設定されている（資料編5-1参照）。

騒音に係る環境基準の類型指定は、国において土地利用の用途に応じて類型別に基準値が示され、これに基づいて、当該地域の土地利用形態に応じて都道府県知事又は市長が行う。本県では、表2-1-51のとおり都市計画法の用途地域等を勘案し、10市1町（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、松前町）において地域指定が行われている。

また、航空機騒音については、音が間欠的であり、他の騒音と評価方法が異なるため、航空機騒音に係る環境基準が定められており、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標とされている。本県では、松山空港周辺について、通常的生活を保全する必要がある地域として、表2-1-52のとおり、環境基準の指定を行っている。

表2-1-51 騒音環境基準地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指 定 市 町 名	備 考
昭和56年4月10日	昭和56年5月1日	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市 東予市、土居町、小松町、丹原町	
昭和57年5月11日	昭和57年6月1日	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、 伊予市、北条市、重信町、松前町、長浜町	
平成9年4月4日	平成9年5月1日	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、 新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、 伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、土居町、 小松町、丹原町、重信町、松前町、長浜町	見直し
平成11年3月19日	平成11年4月1日	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、 新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、 伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、土居町、 小松町、丹原町、重信町、松前町、長浜町	見直し
平成14年6月21日	平成14年7月1日	今治市、北条市、松前町、長浜町	見直し
平成16年3月30日	平成16年4月1日	松山市、伊予市	見直し
平成17年3月29日	平成17年3月29日	松山市	見直し
平成18年4月7日	平成18年4月7日	今治市	見直し
平成19年4月27日	平成19年4月27日	松山市、大洲市	見直し
平成20年4月15日	平成20年4月15日	松前町	見直し
平成21年4月7日	平成21年4月7日	今治市、新居浜市	見直し
平成22年4月27日	平成22年4月27日	今治市	見直し
平成24年2月24日	平成24年3月1日	八幡浜市	見直し
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	
平成25年2月20日	平成25年2月20日	新居浜市	見直し
平成26年3月31日	平成26年3月31日	松山市	見直し

表2-1-52 航空機騒音に係る環境基準地域の指定状況

告示及び施行年月日	指定市町名	地域の類型	環境基準	評価指標
昭和59年3月6日	松山市	II	62以下	Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

② 騒音測定結果

令和3年度に類型指定地域を有する市町が実施した騒音測定結果によれば、一般地域（道路に面する地域以外の地域）の騒音環境基準達成状況は、表2-1-53のとおり、県内の調査地点（33地点）のうち、昼間及び夜間とも環境基準を達成したのは、32地点（97.0%）（前年度94.3%）である。

地域類型別に見た場合、A類型地域で100%（前年度100%）、B類型地域で94.1%（前年度94.7%）、C類型地域で100%（前年度88.9%）となっている（資料編5-2参照）。

表2-1-53 環境基準達成状況（一般地域） 地点数（達成率）

地域の類型	調査地点数	時間の区分		全ての時間区分で達成
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
A	7	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
B	17	16 (94.1%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)
C	9	9 (100%)	9 (100%)	9 (100%)
計	33	32 (97.0%)	32 (97.0%)	32 (97.0%)

注 「A類型」とは、専ら住居の用に供される地域をいう。
 「B類型」とは、主として住居の用に供される地域をいう。
 「C類型」とは、住居、商業、工業等の用に供される地域をいう。

なお、環境基準の達成状況の評価方法は、従来の地域を代表する測定点における評価（点的評価）から、個別の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合による評価（面的評価）へ変更された。

令和3年度の自動車交通騒音の調査結果（面的評価）は、調査対象区間の住家等の全戸数13,226戸のうち13,171戸が環境基準を達成し、環境基準達成率は99.6%であり、時間帯別では、昼間（6時～22時）の達成率は99.9%、夜間（22時～6時）の達成率は99.7%である。（資料編5-3参照）

令和3年度の松山空港周辺における航空機騒音の測定結果は、表2-1-54のとおり、すべての地点で環境基準を達成している。

表2-1-54 松山空港周辺の航空機騒音測定結果 (単位: dB)

地点 年度	南吉田 (南吉田公民館) 松山市南吉田町1-330	西垣生 (愛媛職業能力開発促進センター) 松山市西垣生町2184	東垣生 (東垣生センター) 松山市東垣生町636-2	余戸 (余戸南センター) 松山市余戸南5-11-25
H30	52	53	57	53
R元	52	53	57	53
R2	48	51	54	50
R3	50	52	53	51

注 環境基準 (62dB以下)

③ 苦情

例年、騒音に関する苦情は、公害に関する苦情の中でも高い割合を占めている。

騒音の発生源には、工場・事業場、建設作業、交通機関等があるが、本県の騒音苦情の内訳は、表2-1-55のとおり144件であり、工場の騒音が苦情全体の27%を占めている。

なお、身近にある一般的な騒音レベルの例を表2-1-56に示す。

表2-1-55 令和3年度発生源別騒音苦情件数

区分	種類	工場騒音	建設作業騒音	自動車騒音	航空機騒音	鉄道騒音	深夜営業騒音	その他騒音	計
苦情件数(件)		38	58	2	0	1	2	43	144
比率(%)		27	40	1	0	1	1	30	100

表2-1-56 一般的な騒音レベル

騒音レベル	事 例	道路交通騒音(屋外)に対する住民意識
120デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110デシベル	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち	
100デシベル	電車が通る時のガード下	
90デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声(正面5m)	非常に不快との回答率:約70%
80デシベル	地下鉄の車内、ピアノ(正面1m)	非常に不快との回答率:40~50%
70デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭	非常に不快との回答率:約20%
60デシベル	静かな乗用車、普通の会話	非常に不快との回答率:約10%
50デシベル	静かな事務所	非常に不快との回答率:0%に近い
40デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼	
30デシベル	郊外の深夜、ささやき声	
20デシベル	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)	

公益財団法人日本環境協会調べ

(2) 騒音対策

① 規制の概要

ア 騒音規制の体系

工場・事業場、建設作業、道路交通等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例によって規制されており、都道府県知事又は市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、工場・事業場の監視、測定、基準超過の場合の改善命令等の規制は、市町長が行うこととされている。

イ 騒音規制地域の指定

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺の地域、その他の騒音を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、騒音規制法に基づき、騒音規制地域として指定されている。本県では、表2-1-57のとおり、都市計画法の用途地域等を勘案して10市1町(松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、松前町)について地域指定が行われている。

表2-1-57 騒音規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町名	備考
昭和44年8月22日	昭和44年10月1日	松山市、今治市、新居浜市	
昭和45年10月27日	昭和45年11月20日	西条市	
昭和46年8月24日	昭和46年9月1日	宇和島市、川之江市、伊予三島市	
昭和47年9月19日	昭和47年9月28日	八幡浜市、大洲市、伊予市、北条市、東予市	
昭和48年11月30日	昭和49年1月1日	土居町、小松町、丹原町、重信町、松前町、長浜町	
昭和51年6月22日	昭和51年7月1日	松山市、今治市、新居浜市、西条市	見直し
昭和52年9月20日	昭和52年10月1日	宇和島市、川之江市、伊予三島市	見直し
昭和53年12月22日	昭和54年1月1日	大洲市、伊予市、北条市、東予市	見直し
平成9年4月4日	平成9年5月1日	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、土居町、小松町、丹原町、重信町、松前町、長浜町	見直し
平成12年3月31日	平成12年4月1日	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、土居町、小松町、丹原町、重信町、松前町、長浜町	中核市移行に伴い松山市を除外
平成14年6月21日	平成14年7月1日	今治市、北条市、松前町、長浜町	見直し
平成16年3月30日	平成16年4月1日	伊予市、今治市、新居浜市	見直し 権限委譲に伴い除外
平成16年12月28日	平成17年1月1日	宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、伊予市、東温市、松前町、長浜町	合併に伴い北条市を除外
平成16年12月28日	平成17年1月11日	大洲市	合併に伴い変更
平成19年4月27日	平成19年4月27日	大洲市	見直し
平成20年4月15日	平成20年4月15日	松前町	見直し
平成24年2月24日	平成24年3月1日	八幡浜市	見直し
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	
平成25年2月20日	平成25年2月20日	新居浜市	見直し
平成26年3月31日	平成26年3月31日	松山市	見直し

② 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音は、騒音規制法の指定地域内の金属加工機械等の特定施設（工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設）を設置している工場・事業場が規制の対象となるが、県内の特定工場等の総数は、令和3年度末現在、騒音規制法に基づくものが1,938事業場、県公害防止条例に基づくものが1,117事業場である（資料編5-4～5-6参照）。このうち、騒音規制法に基づく特定施設は、空気圧縮機等が52.7%、織機が28.0%となっており、県公害防止条例に基づく騒音発生施設は、冷凍機が45.1%、ねん糸機が40.8%となっている。

特定工場等には規制基準の遵守義務が課せられており、市町長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められる場合に、計画変更勧告や改善勧告、さらに、改善命令を行うことができるが、令和3年度には、改善勧告等を行われていない。

③ 建設作業騒音

建設作業騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び県公害防止条例に基づく特定作業が規制の対象となるが、令和3年度の届出状況は、1,970件である（資料編5-7、5-8参照）。このうち、騒音規制法に基づく特定建設作業は、さく岩機を使用する作業及び空気圧縮機を使用する作業が62.1%を占め、県公害防止条例に基づく特定建設作業は、99.9%が

ブルドーザー、パワーショベル等を使用する建設作業である。

市町長は、特定建設作業から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められる場合に、計画変更勧告や改善勧告、さらに、改善命令を行うことができるが、令和3年度には、改善勧告等が行われていない。

なお、環境大臣が指定する一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないバックホウ、トラクターショベル等を用いる建設作業については、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出対象外となっており、低騒音型建設機械の開発・普及が進められている。

④ 交通騒音

ア 自動車騒音

自動車騒音については、自動車本体から発生する騒音と、道路交通騒音の両面から、規制がなされている。

自動車本体から発生する騒音については、自動車構造の改善により、自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす発生源対策としての規制が行われており、環境省では、車種、大きさ別に加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音に区別して許容限度を定め、規制が開始された昭和46年以降、段階的に規制が強化されてきており、特に、近接排気騒音規制は、不正改造車等の取締りに効果を上げている。

一方、道路交通騒音の規制については、指定地域内における自動車騒音の大きさの限度（要請限度）が定められている（資料編5－9参照）。

騒音規制地域を有する市町長は、自動車騒音の測定を行った場合に必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるほか、騒音レベルが自動車騒音の大きさの限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対して交通規制等の措置を要請することができるが、令和3年度は、要請等が行われていない。

このほか、自動車の騒音問題を抜本的に解決するため、自動車構造の改善による騒音の低減に加え、走行状態の改善等の発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道対策等の諸施策を総合的に推進している（資料編5－10参照）。

イ 航空機騒音

航空機のジェット化の進展等は、交通利便の飛躍的増大をもたらした反面、空港周辺地域において航空機騒音問題を引き起こした。このような航空機騒音問題を解決するため、発生源対策、空港周辺対策等の諸施策を推進している。

公共用飛行場における航空機騒音対策は、機材の改良や発着規制等による発生源対策、滑走路の移転や空港内緩衝緑地・防音林の設置等を行う空港構造の改良及び計画的土地利用や防音工事・移転補償等を行う空港周辺対策に大別される。

松山空港においては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく対策が、表2－1－58のとおり実施されている。

表 2-1-58 騒音対策区域指定の経緯及びその対策

○昭和49年6月7日 松山空港は、特定飛行場に指定			
○昭和49年11月25日 第1種区域(WECPNL85)、第2種区域(WECPNL90)、 第3種区域(WECPNL95)の指定			
○昭和54年7月10日 第1種区域(WECPNL80)の拡大			
○昭和57年3月30日 第1種区域(WECPNL75)の拡大			
○平成23年10月1日 第1種区域(WECPNL75)の指定一部解除			
○平成25年4月1日 航空機騒音を表す単位がWECPNLからLden(デシベル)に変更			
○平成25年10月1日 第2種区域(Lden73デシベル)、第3種区域(Lden76デシベル)の 指定解除			
区域の区分	24年度までの基準	25年度以降の基準	対 策
第1種区域	W値75以上	Lden62デシベル以上	住宅防音工事の助成等
第2種区域 (25年10月指定解除)	W値90以上	Lden73デシベル以上	移転補償等
第3種区域 (25年10月指定解除)	W値95以上	Lden76デシベル以上	緩衝緑地帯等の整備等

空港周辺対策の進捗状況は、表 2-1-59 のとおりである。

表2-1-59 松山空港周辺環境対策事業進捗状況(国費対象事業) (令和4年3月末)

事業名		対象 A	希望 (申請) B	令和3年度までの実績				摘要
				実績 C	希望に対する 実施率 C/B(%)	進捗率 (数量ベース) C/A(%)	事業費 (百万円)	
移転補償	土地 (第3種区域、第2種区域の宅地)	292,576 m ²	292,576 m ²	292,576 m ²	100	100	11,198	S49からH27 まで実施
	建物等 (第2種区域)	150戸	150戸	150戸	100	100	3,129	S51からH27 まで実施
民家防音工事	民家防音工事 (第1種区域)	450世帯	439世帯	439世帯	100	98	4,689	S50から実施
	告示日後住宅の 民家防音工事 (第1種区域)	42世帯	35世帯	35世帯	100	83	306	H3から実施
	空気調和機器の 更新工事① (第1種区域)	設置後10年を経過し、故障又はそのおそれのある機器	1,054台	1,054台	100	—	798	H2から実施
	空気調和機器の 更新工事② (第1種区域)	更新工事①後10年を経過し、故障又はそのおそれのある機器	650台	650台	100	—	200	H13から実施
	空気調和機器の 更新工事③ (第1種区域)	更新工事②後10年を経過し、故障又はそのおそれのある機器	131台	131台	100	—	19	H24から実施
	告示日後住宅の 空気調和機器の 更新工事① (第1種区域)	告示日後住宅に係る設置後10年を経過し、故障又はそのおそれのある機器	98台	98台	100	—	17	H14から実施
	告示日後住宅の 空気調和機器の 更新工事② (第1種区域)	告示日後住宅の更新工事①後10年を経過し、故障又はそのおそれのある機器	45台	45台	100	—	6	H25から実施
共同利用施設整備 (Lden57 デシベルの区域)		4箇所	4箇所	4箇所	100	100	260	S50からS61 まで実施
緩衝緑地帯整備 (第3種区域)		移転跡地	—	7.4ha	—	—	637	S61からH17 まで実施
エア・フロント・オアシス整備 (第2種区域)		移転跡地	—	3,231m ²	—	—	300	H3からH9 まで実施
周辺環境基盤施設整備 (第2種区域)		移転跡地	—	14,122m ²	—	—	212	S63からH6 まで実施
計		—	—	—	—	—	21,771	—

(注) 平成23年10月1日の第1種区域の指定一部解除に伴い、各種事業の対象世帯数、台数が変更となった。ただし、民家防音工事の各事業費については、対象変更前のものも含む。

(参考) 松山空港では、安全に支障のない限度において原則として、海側から飛行機が進入・着陸し、海側へ離陸する優先滑走路方式(騒音の軽減を図るため、可能な限り人家の少ない方向へ離着陸させる運航方式)を採用している。

⑤ その他騒音対策

ア 拡声機による騒音

拡声機による騒音の規制は、県公害防止条例に基づき、商業宣伝の拡声機及び商業宣伝の航空機の拡声機の使用制限、拡声機を使用する場合の遵守事項等について定めている。その内容は、資料編5-11のとおりである。

イ 大型店の立地に係る騒音対策

大規模小売店舗立地法の規定に基づき、大型店舗（店舗面積が1,000m²を超える店舗）の新設や増床、営業時間延長などの届出があった場合に、店舗の営業活動に伴い発生する騒音について店舗設置者が講じようとする対策が適切であるか否かを審査し、適切な配慮がなされていない場合は、当該設置者に対し意見を述べることにより店舗周辺地域における生活環境の保持に努めている。

（主な検討内容）

- ・施設の配置や構造、荷さばき作業や廃棄物処理作業に伴う騒音、駐車場からの騒音等について適切な対策が講じられているか。
- ・騒音予測結果が環境基準及び騒音規制法に適合しているか。

表2-1-60 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（令和4年3月末現在）

年度	新設		変更			合計 (件)
	1,000m ² 超	3,000m ² 超	増床	時間延長	その他	
H12～R2	146	62	27	213	135	583
R3	10	0	1	8	2	21
合計	156	62	28	221	137	604

注 12年度は大店立地法施行（12年6月）以降の件数。名称変更、承継、廃止、取下は除く。

⑥ 低周波音

ア 低周波音問題

低周波音とは、人の耳には聞き取りにくい低い周波数の音がガラス窓などを振動させたり、人体に影響を及ぼしたりするもので、明確な定義はないが、人の耳に聞こえる範囲（20～20,000ヘルツ）より低い周波数の音（1～20ヘルツ程度、超低周波音）と、聞こえる範囲だが聞き取りにくい周波数の音（20～100ヘルツ程度）のことをいう。

低周波音による被害は、建具や窓のがたつき等の物的影響、圧迫感、振動感等の心理的影響、頭痛等の生理的影響、睡眠妨害等が挙げられる。主要な発生源としては、送風機などの工場機械、船舶、ジェットエンジンなどの交通機関、発破などが考えられている。

イ 低周波音測定体制の整備

低周波音に関しては、これまで統一的な測定方法が定められていなかったが、ISOで超低周波音の測定方法に関する規格が定められ、また、低周波音の専門の測定機器が市販されるようになったことから、環境省において、平成12年10月に、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」が定められた。

これに伴い、本県も衛生環境研究所に低周波音測定器を整備し、必要に応じ低周波音の

測定を行っている。

(3) 振動の現況

振動には、工場振動、建設作業振動、道路交通振動等があり、影響としては、心理的不快感、睡眠妨害等の生活妨害、振動の発生源に近接している家屋のひび割れや建付けの狂いなどの物的被害がある。

振動苦情件数は、典型7公害の苦情の中でも少なく令和3年度は8件であった。その発生源は、表2-1-61のとおりであった。

なお、振動レベルとその影響を表2-1-62に示す。

表2-1-61 令和3年度発生源別振動苦情件数

	工場・事業場	建設作業	道路交通	その他	計
苦情件数(件)	0	6	2	0	8
苦情割合(%)	0	75	25	0	100

表2-1-62 一般的な振動レベル

振動レベル (デシベル)	ゆれの状態	生理的影響	睡眠影響
95 ～ 105	墓石、石灯ろうが倒れる程度		
85 ～ 95	座りの悪い器物が倒れる程度	人体に優位な生理的影響が生じ始める	驚かされる程度
75 ～ 85	戸、障子がガタガタと動き、電灯や器内の水面の動揺が分かる程度	産業職場における快感減退境界(8時間暴露)	目が覚める程度
65 ～ 75	大勢の人が感ずる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのが分かる程度		
55 ～ 65	静止している人にだけ感じる程度	振動を感じ始める	
55 以下			

出典：「逐条解説振動規制法」環境庁大気保全局特殊公害課編著

(4) 振動対策

① 規制の概要

ア 振動規制の措置等

工場・事業場、建設作業及び道路交通から発生する振動は、振動規制法により、都道府県知事又は市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、工場・事業場の監視、測定、基準を超過した場合の改善命令等の規制については、市町長が行うこととされている。

イ 振動規制地域の指定

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺の地域、その他の振動を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、振動規制法に基づき、振動規制地域として指定される。本県では、表2-1-63のとおり、10市(松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市)について、地域指定が行われている。

表2-1-63 振動規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町名	備考
昭和55年3月31日	昭和55年3月31日	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、伊予市、土居町、小松町、丹原町、重信町、長浜町	
平成9年4月4日	平成9年5月1日	同上	見直し
平成12年3月31日	平成12年4月1日	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、伊予市、土居町、小松町、丹原町、重信町、長浜町	中核市移行に伴い、松山市を除外
平成14年6月21日	平成14年7月1日	今治市、長浜町	見直し
平成16年3月30日	平成16年4月1日	伊予市	見直し
		今治市、新居浜市	権限委譲に伴い除外
平成16年12月28日	平成17年1月11日	大洲市	合併に伴い変更
平成19年4月27日	平成19年4月27日	大洲市	見直し
平成24年2月24日	平成24年3月1日	八幡浜市	見直し
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	
平成25年2月20日	平成25年2月20日	新居浜市	見直し
平成26年3月31日	平成26年3月31日	松山市	見直し

② 工場・事業場振動

工場・事業場振動については、振動規制法の指定地域内の、金属加工機械等の特定施設（工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）を設置している工場・事業場が規制の対象となる（資料編6-1、6-2参照）。県内の特定工場等の総数は、令和3年度末現在で995事業場であり、このうち、振動規制法に基づく特定施設は、織機が60.3%、圧縮機が23.5%を占めている（資料編6-3参照）。

特定工場等には規制基準の遵守義務が課せられており、市町長は、特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められる場合に、振動の防止の方法等に関し計画変更勧告や改善勧告、さらに、改善命令を行うことができる。令和3年度には、改善勧告等は行われていない。

③ 建設作業振動

建設作業振動は、建設機械の使用に伴って発生する振動で、作業自体は、一時的かつ場所的に移動するものが多いが、屋外で行われるため、著しい振動を発生する場合がある。

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、くい打機等を使用する作業を特定建設作業として規制の対象としている（資料編6-4、6-5参照）。

令和3年度の特定建設作業届出状況は、184件であり、ブレーカーを使用する作業が55.4%、くい打機等を使用する作業が39.7%を占めている（資料編6-6参照）。

また、建設作業振動については、低振動型建設機械の開発・普及が進められている。

④ 道路交通振動

振動規制法では、振動規制地域における道路交通振動について許容限度が定められている（資料編6-7参照）。振動規制地域を有する市町長は、振動レベルがこの限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対して道路の舗装等を要請し、又は都道府県公安委員会に対し交通規制等の措置を要請する

ことができる。

県内の規制地域を有する2市が令和3年度に実施した振動の測定結果は、前年度に引き続いてすべての地点（5地点）で要請限度を下回っていた（資料編6－8参照）。

(5) 悪臭の現況

発生源別悪臭苦情件数は、公害苦情の中では、大気汚染、騒音に次いで多く、令和3年度における悪臭苦情件数は、表2－1－64のとおり94件であった。その発生源としては、サービス業・その他、野外焼却、個人住宅・アパート・寮等に起因する苦情割合が多い。

表2－1－64 令和3年度発生源別悪臭苦情件数

	畜産 農業	飼料・ 肥料 製造工場	食料品 製造工場	化学 工場	その他の 製造工場	サービス 業・ その他	野 外 焼 却	移 動 発 生 源	建 設 作 業 現 場	下 水 ・ 用 水	ゴ ミ 集 積 所	個人住宅 アパ ート ・寮	不 明	計
苦情件数 (件)	2	1	4	0	7	17	32	0	3	5	0	7	16	94
苦情割合 (%)	2	1	4	0	8	18	34	0	3	5	0	8	17	100

(6) 悪臭対策

① 悪臭の規制

工場・事業場から発生する悪臭は、悪臭防止法により、都道府県知事又は市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、工場・事業場の監視、測定、基準超過の場合の改善命令等の規制については、市町長が行うこととされている。

同法では、工場・事業場から排出される悪臭原因物質のうち、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等22物質が特定悪臭物質に指定され、図2－1－7のとおり、特定悪臭物質の排出形態に応じて、敷地境界の地表、気体排出口、排水水について、濃度基準が定められている（表2－1－65、資料編7－1～7－3参照）。

なお、従来の特定悪臭物質の濃度による規制基準では生活環境を保全することが十分でない認められる区域については、濃度規制に代えて臭気指数（嗅覚測定法により算出）による基準を定めることができるが、本県では、導入されていない。

図2－1－7 悪臭の規制基準

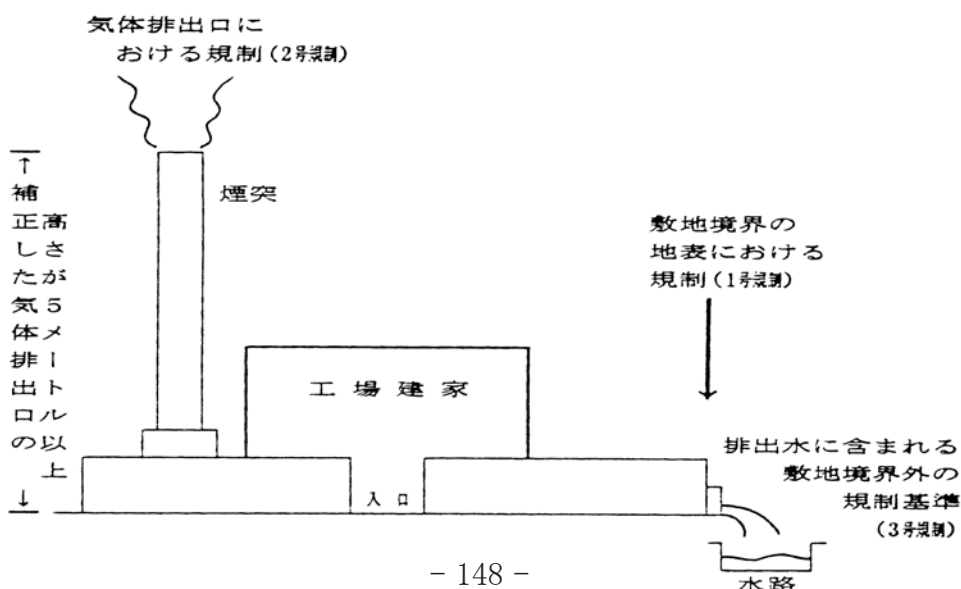


表 2-1-65 悪臭の規制基準の種類

規制基準の種類 悪臭原因物の排出形態 規制対象悪臭物質	敷地境界の地表における 規制基準(22物質)	気体排出口における 規制基準(13物質)	排出水に含まれる敷地 境界外の規制基準(4物質)
	事業場全体から漏出	煙突その他の気体 排出施設から排出	敷地外に排出される 汚水に含有
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド	○	○	
イソバレールアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
スチレン	○		
キシレン	○	○	
プロピオン酸	○		
ノルマル酪酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
イソ吉草酸	○		

本県の悪臭規制地域は、表 2-1-66 のとおり、化学肥料製造業、クラフトパルプ製造業等に係る工場・事業場が立地している 4 市 1 町（松山市、新居浜市、西条市、四国中央市、松前町）について、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域を B 区域、それ以外の地域を A 区域として、指定が行われている。また、表 2-1-67 のとおり、悪臭防止法施行令の改正による特定悪臭物質の指定、追加に伴い、順次規制基準を設定している。

表 2-1-66 悪臭規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町名	備考
昭和49年4月9日	昭和49年5月1日	松山市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	
平成12年3月31日	平成12年4月1日	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	松山市が中核市に移行することに伴い、松山市を除外した。
平成16年3月30日	平成16年4月1日	新居浜市	権限委譲に伴い除外。
平成16年12月28日	平成17年1月16日	菊間町（除外）	合併に伴い今治市に権限委譲
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	

表2-1-67 悪臭規制基準の設定状況

告示年月日	施行年月日	特定悪臭物質
昭和49年4月9日	昭和49年5月1日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、 硫化メチル、トリメチルアミン
昭和53年12月22日	昭和54年1月1日	二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン
平成4年3月27日	平成4年4月1日	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、 イソ吉草酸
平成7年4月28日	平成7年5月1日	プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、 イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、 イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、 メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

② 発生源の規制

規制地域内において悪臭発生が予想される主要な工場・事業場（資料編7-4参照）については、関係市町長が定期的な立入調査を実施し、規制基準に適合しないものに対し、改善指導を行っている。また、その他の地域においても、市町と関係機関との連携の下に、苦情申立てのあった工場・事業場に対し必要な指導を行っている。

令和3年度は、表2-1-68のとおり2市1町の7事業場について、延べ193検体の悪臭物質濃度測定を実施し、2事業場が基準を超過していた（昨年度3事業場）。基準超過の事業場については、行政指導により改善している。

表2-1-68 令和3年度悪臭物質濃度測定状況

市町名	四国中央市	西条市	松前町	計
測定事業場数	5	1	1	7
測定検体数	152	1	40	193
基準超過事業場数	2	0	0	2

③ 良好なかおり環境の保全

環境省では、近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、悪臭測定に嗅覚測定法を導入して、その普及を一層推進しているが、それに加えて、かおり環境という新しい考え方を取り入れ、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気付くことを通して身の回りにある様々なにおいを意識し、不快なにおいの改善に積極的に取り組む地域の活動」を促進していきたいとの考えから、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化—かおり環境—を保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を認定する「かおり風景100選」事業を実施した。

この事業に本県からは、「愛媛西宇和の温州みかん」（愛媛県）、「西条王至森寺の金木屋^{さいじょうおうしもりじ きんもくせい}」（西条市）、「内子町の町並みと和ろうそく」（内子町）の3件が認定された。



【西宇和の温州みかん】



【西条王至森寺の金木屋】



【内子町の町並みと和ろうそく】